

大阪市告示第1214号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年9月1日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年9月8日（月）	
	令和7年9月22日（月）	
	令和7年9月29日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年9月1日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年9月8日（月）	
	令和7年9月16日（火）	
	令和7年9月22日（月）	
	令和7年9月29日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年9月6日（土）から 同月7日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年9月13日（土）から 同月14日（日）まで	
	令和7年9月20日（土）から 同月21日（日）まで	

	令和 7 年 9 月 27 日（土）から 同月 28 日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 7 年 9 月 2 日（火）から 同月 4 日（木）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 1 時まで
	令和 7 年 9 月 5 日（金）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年 9 月 6 日（土）から 同月 7 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 7 年 9 月 9 日（火）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年 9 月 10 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 1 時 30 分 まで
	令和 7 年 9 月 11 日（木）から 同月 12 日（金）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年 9 月 13 日（土）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 7 年 9 月 14 日（日）	午前 6 時 15 分から 午後 11 時 45 分まで
	令和 7 年 9 月 15 日（月）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 1 時 45 分 まで
	令和 7 年 9 月 17 日（水）から 同月 19 日（金）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで

令和 7 年 9 月 20 日（土）から 同月 21 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 7 年 9 月 23 日（火）まで	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで
令和 7 年 9 月 24 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 1 時 30 分 まで
令和 7 年 9 月 25 日（木）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 3 時 45 分 まで
令和 7 年 9 月 26 日（金）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
令和 7 年 9 月 27 日（土）から 同月 28 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 7 年 9 月 30 日（火）	まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）